

社会福祉法人富士厚生会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 養護老人ホームの経営
- (ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 老人介護支援センターの経営
- (ホ) 地域活動支援センターの経営
- (ヘ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ト) 相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人富士厚生会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を静岡県富士宮市上井出2029番地の1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員11名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が267,300円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選により定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、静岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、静岡県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域交流センターの事業
- (2) 地域包括支援センターの事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、静岡県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人富士厚生会の掲示場に掲示するとともに、官報、静岡新聞及び山梨日日新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 依田 幹五郎

理 事 竹田 睦男

” 鶴田 寛

” 仲 亀 透

” 平井出一雄

” 牧野 松年

” 望月 邦三

” 原 福太郎

” 山川 斌

” 若尾 企叶

監 事 黒 濟 清

” 望月 寛

附 則

定款変更（平成14年8月19日付認可）にて、委嘱した評議員の任期については、定款第17条第1項の規定に関わらず、平成15年8月24日までとする。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

(1) 建物

番号	所 在	構 造	種 類	床面積 (㎡)	摘 要
1	静岡県富士宮市 上井出字小二田子 2029番地4 2029番地1 2029番地2 2029番地5 2029番地7 2029番地8 2029番地9 2029番地8先	鉄筋コンクリート造 陸屋根 亜鉛メッキ鋼板 ルーフィング葺 2階建	老人ホーム	3,199.57	家屋番号 2029番4 富士宮荘
2	同 上	コンクリートブロック 造陸屋根 平屋建	ボイラー室	12.00	家屋番号 2029番4 富士宮荘 附属建物 1
3	静岡県富士宮市 北山字坂下上 7418番地 56	鉄筋コンクリート造 陸屋根 平屋建	養護所	2,664.76	家屋番号 7418番地 56 三和荘
4	同 上	軽量鉄骨造 スレート葺 平屋建	ポンプ室	4.68	家屋番号 7418番地 56 三和荘 附属建物 1
5	同 上	木造 亜鉛メッキ 銅板葺 平屋建	訓練所	174.72	家屋番号 7418番地 56 三和荘 附属建物 2
6	静岡県富士市大 淵字鳥追窪 4521番地1 14279番地1 14280番地 14283番地3	鉄筋コンクリート造 陸屋根・コンクリ ート屋根 3階建	療護所	2,813.73	家屋番号 4521番1 くぬぎの里
7	静岡県富士市大 淵字鳥追窪 14283番地1 14291番地1	鉄筋コンクリート造 陸屋根、亜鉛 メッキ鋼板葺 3階建	養護所	3,339.00	家屋番号 14283番1 きぼうの里

番号	所 在	構 造	種 類	床面積 (㎡)	摘 要
8	山梨県南巨摩郡 南部町富士字平 2688番地3	鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建	老人ホーム	3,635.40	家屋番号 2688番3 ネオライフとみざわ
9	静岡県富士市北 松野字岡成 1071番地 1069番地 1070番地1 1072番地2 静岡県富士市北 松野字半在家 435番地1 436番地1 436番地2 437番地1 440番地 441番地1	鉄骨陸屋根 4階建	養護所	5,765.27	家屋番号 1071番 シャローム富士川
10	静岡県富士市中 里字鬼ヶ島 2593番地5 2593番地6 2593番地8	鉄骨造 合金メッキ鋼板葺 平屋建	老人福祉施設	1,578.52	家屋番号 2593番5 なかざと
11	静岡県富士市南 松野字原方 2604番1	鉄骨造 亜鉛めっき鋼板ぶき 2階建	老人福祉施設	1,708.13	家屋番号 2604番1 松野の里
12	山梨県南巨摩郡 早川町草塩字下 河原 107番地 77番地1 78番地1 79番地1 92番地1 93番地1 106番地	鉄骨造 合金めっき鋼板ぶき 平家建	老人ホーム	1,505.12	家屋番号 107番 草塩おんせん

番号	所 在	構 造	種 類	床面積 (㎡)	摘 要
13	山梨県甲府市西 高橋町字整理地 279番地 203番地1 276番地4 277番地	鉄骨造陸屋根 3階建	特別養護老人 ホーム	5,452.52	家屋番号 279番 ソレイユ甲府

(2) 土地

番号	所 在	面積 (㎡)	摘 要
1	静岡県富士宮市上井出字小二田子2029番1	1,508.38	宅地 富士宮荘敷地
2	静岡県富士宮市上井出字小二田子2029番2	119.21	宅地 富士宮荘敷地
3	静岡県富士宮市上井出字小二田子2029番3	62.80	宅地 富士宮荘敷地
4	静岡県富士宮市上井出字小二田子2029番4	1,286.64	宅地 富士宮荘敷地
5	静岡県富士宮市上井出字小二田子2029番5	145.00	宅地 富士宮荘敷地
6	静岡県富士宮市上井出字小二田子2029番6	82.00	宅地 富士宮荘敷地
7	静岡県富士宮市上井出字小二田子2029番7	490.62	宅地 富士宮荘敷地
8	静岡県富士宮市上井出字小二田子2029番8	1,722.10	宅地 富士宮荘敷地
9	静岡県富士宮市上井出字小二田子2029番9	802.61	宅地 富士宮荘敷地
10	静岡県富士宮市上井出字小二田子2030番	307.43	宅地 富士宮荘敷地
11	静岡県富士宮市北山字中井出7127番4	32.00	山林 富士宮荘敷地
12	静岡県富士宮市北山字中井出7127番3	45.00	山林 富士宮荘敷地
13	静岡県富士宮市上井出字小二田子2029番10	141.60	宅地 富士宮荘敷地
14	静岡県富士市大淵字鳥追窪4521番1	1,971.00	山林 くぬぎの里敷地
15	静岡県富士市大淵字鳥追窪14279番1	1,124.00	山林 くぬぎの里敷地
16	静岡県富士市大淵字鳥追窪14280番	757.00	山林 くぬぎの里敷地
17	静岡県富士市大淵字鳥追窪14282番1	362.00	山林 くぬぎの里敷地
18	静岡県富士市大淵字鳥追窪14283番3	414.00	山林 くぬぎの里敷地
19	静岡県富士市大淵字鳥追窪14283番1	2,798.00	山林 きぼうの里敷地

番号	所 在	面 積 (㎡)	摘 要
20	静岡県富士市大淵字鳥追窪14290番	621.00	山林 きぼうの里敷地
21	静岡県富士市大淵字鳥追窪14291番1	548.00	山林 きぼうの里敷地
22	静岡県富士市北松野半在家435番1	95.24	宅地 シャローム富士川敷地
23	静岡県富士市北松野半在家436番1	406.61	宅地 シャローム富士川敷地
24	静岡県富士市北松野半在家436番2	62.80	宅地 シャローム富士川敷地
25	静岡県富士市北松野半在家436番3	8.54	宅地 シャローム富士川敷地
26	静岡県富士市北松野半在家437番1	245.81	宅地 シャローム富士川敷地
27	静岡県富士市北松野半在家440番	198.34	宅地 シャローム富士川敷地
28	静岡県富士市北松野半在家441番1	334.53	宅地 シャローム富士川敷地
29	静岡県富士市北松野岡成1069番	23.14	宅地 シャローム富士川敷地
30	静岡県富士市北松野岡成1070番1	437.46	宅地 シャローム富士川敷地
31	静岡県富士市北松野岡成1070番2	108.76	宅地 シャローム富士川敷地
32	静岡県富士市北松野岡成1071番	1,289.25	宅地 シャローム富士川敷地
33	静岡県富士市中里字鬼ヶ島2593番5	1,413.66	宅地 なかざと敷地
34	静岡県富士市中里字鬼ヶ島2593番6	3,972.94	宅地 なかざと敷地
35	静岡県富士市中里字鬼ヶ島2593番8	1,877.01	宅地 なかざと敷地
36	静岡県富士市南松野字原方2604番1	2,303.11	宅地 松野の里敷地
37	静岡県富士市南松野字原方2604番8	32.20	宅地 松野の里敷地
38	静岡県富士市南松野字原方2605番3	22.60	宅地 松野の里敷地

番号	所 在	面 積 (m ²)	摘 要
39	山梨県甲府市西高橋町字整理地202番2	43.34	宅地 ソレイユ甲府敷地
40	山梨県甲府市西高橋町字整理地202番3	65.61	宅地 ソレイユ甲府敷地
41	山梨県甲府市西高橋町字整理地202番5	9.07	宅地 ソレイユ甲府敷地
42	山梨県甲府市西高橋町字整理地203番1	1,161.00	畑 ソレイユ甲府敷地
43	山梨県甲府市西高橋町字整理地203番3	47.00	雑種地 ソレイユ甲府敷地
44	山梨県甲府市西高橋町字整理地275番3	40.74	宅地 ソレイユ甲府敷地
45	山梨県甲府市西高橋町字整理地275番4	28.44	宅地 ソレイユ甲府敷地
46	山梨県甲府市西高橋町字整理地276番2	152.91	宅地 ソレイユ甲府敷地
47	山梨県甲府市西高橋町字整理地276番4	79.00	雑種地 ソレイユ甲府敷地
48	山梨県甲府市西高橋町字整理地277番	1,494.00	雑種地 ソレイユ甲府敷地
49	山梨県甲府市西高橋町字整理地279番	1,155.00	雑種地 ソレイユ甲府敷地
50	山梨県甲府市西高橋町字整理地279番2	47.00	雑種地 ソレイユ甲府敷地